

説を行うことができないときは、その代理人公職の候補者でない者に限る)として一人を限り、自己の行うべき立会演説会において演説を行わせることができる。

2 立会演説会においては、選挙運動のため、録音盤を使用して演説を行うことができる。

(立会演説会の開催計画の決定及び告示)

第一百五十五条 都道府県の選舉管理委員会は、第百五十三条(立会演説会の開催)の規定により立会演説会を開催する市町村の選舉管理委員会と協議の上、予め立会演説会を開催す

べし旨を定めた申出者については、都道府県の選舉管理委員会は、その申出者の希望の順位を参考して、その者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

3 立会演説会における公職の候補者の演説の順位により希望の第一順位通りに決定はしない。前項の規定により希望の第一順位通りに決定されなかつた申出者については、都道府県の選舉管理委員会は、その申出者の希望の順位を参考して、その者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

4 立会演説会における公職の候補者の演説の順位が決定したときは、都道府県の選舉管理委員会は、直ちにその旨を、当該公職の候補者に通知するとともに告示される。

5 第一項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

6 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

7 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

8 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

9 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

10 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

11 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

12 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

13 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

14 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

15 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

16 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

17 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

18 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

19 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

20 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

21 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

22 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

23 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

24 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

25 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

26 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

27 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

28 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

29 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

30 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

31 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

32 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

33 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

34 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

35 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

36 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

37 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

38 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

39 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

40 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

41 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

42 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定する。

43 第二項の申出のあつた公職の候補者について、前項の規定によりその者の加わるべき立会演説会における公職の候補者について、前項の規定により告示された村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

理委員会に申し出なければならない。

(個人演説会の施設の無料使用)

第一百五十四条 (立会演説会における演説者及び録音盤の使用禁止) 及び第一百五十九条(立会演説会場の秩序保持)の規定は、前項の規定によ

りて行う立会演説会について、準用する。

(公営施設使用の個人演説会)

第一百六十条(公職の候補者一人について)、前項の規定により告示された市町村又は単位ごとに、公職の候補者一人について、個人演説会を開催する

ことを使用して、個人演説会を開催することができる。

(市町村の選舉管理委員会は、前項の期間内に申出のあつた公職の候補者のうち該立会演説会への参加を希望する政党又はその支部の代表者その他関係者の参考を求めて、その意見を聽くことができる。

(班別編成による立会演説会への参加)

第一百五十六条(班別編成の方法による順位)の規定は、前項の規定によ

る立会演説会に加わろうとする公職の候補者は、都道府県の選舉管理委員会にその順位を定めて、各立会演説会に加わることのできる立会演説会において演説をすることのできる回数は、前項の規定により告示された

一市町村又は単位ごとに、公職の候補者一人について、立会演説会を開催すべき市町村又は単位ごとに、公職の候補者一人について、立会演説会を開催する

ことを使用して、立会演説会を開催することができる。

(都道府県の選舉管理委員会は、前項の期間内に申出のあつた公職の候補者のうち該立会演説会への参加を希望する第一順位とするものについて、立会演説会に加わることのできる立会演説会において立会演説会を開催することができる。

(前項の立会演説会に加わることのできる立会演説会における立会演説会の順位を定めるところにより、立会演説会において立会演説会を開催することができる候補者を決定する。当該立会演説会へ

(個人演説会及び街頭演説における録音盤の使用)

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用

用